

【再掲】 法改正に伴う所管行政庁への届出回数の見直しについて(ご案内)

住宅瑕疵担保履行法の改正により、**資力確保措置の実施状況に関する所管行政庁への届出が年1回に変更となりました**のご案内します。

見直しは住宅事業者の皆様の行政手続きの負担軽減を目的とするもので、従来は9月30日と3月31日を基準日として**10月と4月に年2回**の届出が必要でしたが、今後は**年1回**となります。これに伴い、届出の対象期間も**4月1日から3月31日までの1年間**となります。

今年から10月の届出は廃止となります。当社からの**締結証明書の発送も4月上旬の年1回**となり、**10月は発送しません**のでご注意ください。

改定後	現行
年1回	年2回
3月31日基準日 (4月1日～3月31日の1年間が対象)	9月30日基準日 (4月1日～9月30日の半年間が対象) 3月31日基準日 (10月1日～3月31日の半年間が対象)

なお、住宅瑕疵担保履行法の改正は2021年5月28日付で公布されており、行政庁へ届出に関する部分については9月30日付での施行される予定です。

詳しくは、国土交通省の「住まいのあんしん総合支援サイト」をご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html#title>

(注) 住宅瑕疵担保履行法は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の略称です。

以上